



◆よくあるお問い合わせ

No.	質 問	回 答
1	「1回の治療」につき上限 5 万円の助成とありますが、複数回治療を受けた場合、「1回の治療」ごとに助成を受けることはできますか。 また、年間の助成回数や上限額はありますか。	複数回治療を受けた場合、「1回の治療」ごとに助成を受けることができます。市ホームページ掲載の 1 回の治療の例(図)も参考にしてください。 年間の助成回数や金額に上限はありませんが、1回の治療に対する助成額の上限は 5 万円です。
2	治療周期の途中で治療が中止となった場合でも、それまでに行った先進医療は助成の対象になりますか。	医師の判断でやむを得ず治療を中止した場合も助成の対象になります。
3	以前古河市に住んでいましたが、一度転出し、最近また転入しました。以前の住居期間と現在の住居期間を合わせると1年以上になります。助成対象になりますか。	助成対象になりません。 本制度の「1 年以上」の要件は、申請される「1 回の治療」の初日からさかのぼって「途切れることなく継続して」古河市に住民登録がある期間を指します。以前の住民登録期間との合算はできません。
4	治療期間中に夫婦のいずれかが転出した場合は助成対象になりますか。	夫婦のいずれかが要件を満たしていれば助成対象になります。
5	治療期間の初日における女性の年齢が 43 歳未満とありますが、「治療期間の初日」とは具体的にどの時点を指しますか。	治療期間の初日とは、医師が治療計画を作成した日を指します。 初回の胚移植術については、当該採卵に係る治療計画を作成した日が初日です。 2 回目以降の胚移植術については、改めて採卵を実施しないものは当該胚移植術に係る治療計画を作成した日、改めて採卵を実施するものは当該採卵に係る治療計画を作成した日が初日です。
6	夫は古河市、妻は他市町村に住民登録をしていて、夫婦で住所が異なります。妻が居住している他市町村の不妊治療に対する助成と古河市の助成は併用できますか。	併用できません。 古河市以外の地方公共団体等から不妊治療に対する類似の助成金を受けていないことが助成の要件になります。

7	加入している民間の医療保険から給付金を受け取りました。助成対象になりますか。	助成対象になります。 民間の医療保険や会社の福利厚生による給付金等は、助成対象外となる助成金等には含まれません。
8	申請期限の『「1回の治療」が終了した日の年度内』とは、具体的に何月何日までが申請期限ですか。また、治療の終了が年度末になる場合はどうすればよいですか。	令和8年度中に治療が終了した場合は、令和9年3月31日までが申請期限です。 申請期限内に申請が難しい場合には、必ず事前に子育て包括支援課へご相談ください。
9	複数回の治療をまとめて申請することはできますか。	まとめた申請も可能ですが、申請書兼請求書・受診等証明書は申請する回数分必要です。 治療終了後2か月を目安に、早めの申請にご協力ください。
10	不妊治療(先進医療)受診等証明書の作成にかかった費用は助成対象になりますか。	助成対象になりません。 厚生労働省が告示をした先進医療にかかった費用のみが助成対象になります。
11	県外の医療機関で治療を受けた場合でも助成対象になりますか。	先進医療の実施医療機関として厚生労働省へ届け出を行っている又は承認されている保険医療機関であれば、全国どこの医療機関でも助成対象になります。
12	チラシに記載されている先進医療のリストにない治療を受けた場合でも厚生労働省が告示している先進医療であれば助成対象になりますか。	助成対象になります。 告示された先進医療は変更になる場合があります。詳細は医療機関に確認するか、厚生労働省ホームページ「先進医療の各技術の概要」をご覧ください。
13	受けた先進医療が告示取消になった場合は助成対象外でしょうか。	治療実施日時点で登録されていた治療であれば、助成対象になります。
14	全額自費の生殖補助医療と組み合わせて実施した先進医療は助成対象になりますか。	先進医療として厚生労働省に告示された技術を、先進医療の届け出・承認を受けた保険医療機関で実施した場合は助成対象となります。 対象になるかご不明な場合は、子育て包括支援課へお問い合わせください。
15	将来に備え卵子や受精卵の凍結保存をします。先進医療に該当する技術を使った場合は助成対象になりますか。	不妊治療には当てはまらないため、助成対象になりません。